

後期高齢者医療保険からのお知らせ

◎高額療養費の支給について

同一医療機関での同一月の自己負担額が下記の自己負担限度額を超えるときは、超えた分が高額療養費として支給されます。

住民税が非課税の世帯(負担区分Ⅰ、Ⅱ)に該当する方は、事前に役場町民生活課で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関窓口にて提示することで、自己負担限度額までの支払いで済みます。

また同一月に複数医療機関を受診したとき、1ヵ月の自己負担が上限を超えた場合は、申請により超えた額の払い戻しを受けることができます。

世帯区分		自己負担限度額		事前の手続き	医療機関等窓口
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)		
現役並み所得者		44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【4回目以降の場合44,400円】(※3)	必要ありません	保険証を窓口にて提示
住民税非課税世帯	一般	12,000円	44,400円		
	区分Ⅱ(※1)	8,000円	24,600円	役場で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請が必要	限度額適用・標準負担額減額認定証と保険証を窓口にて提示
	区分Ⅰ(※2)	8,000円	15,000円		

※1:「区分Ⅱ」とは、世帯全員が市町村民税非課税の被保険者

※2:「区分Ⅰ」とは、世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費を差し引いたとき0円となる被保険者(年金の場合は年金収入80万円以下)

※3:直近12ヵ月に3回高額療養費(入院+外来)の支給を受けている場合において、4回目以降の支給に該当する場合の自己負担限度額

◎申請手続

高額療養費は、一度申請をすると福島県後期高齢者医療広域連合に口座が登録され、次回からは自己負担限度額を超えた分が自動的に登録口座に振り込まれます。

申請書は役場町民生活課にありますので、個人番号(マイナンバー)が確認できるもの、本人確認書類、保険証、通帳、印鑑を持参の上申請してください。

福島県後期高齢者医療広域連合では、高額療養費に該当する方に、年2回(8月・12月)勧奨通知を送付しています。(①支給額のお知らせ②高額療養費支給申請書③返信用封筒が同封されています。)申請書の提出先は役場町民生活課です。まだ申請がお済みでない方は、早めに申請してください。

◎高額療養費の振込先として農業協同組合(JA)の口座を指定されている場合

福島県内の農業協同組合が3月1日に合併しました。

高額療養費の振込先として、農業協同組合の口座を指定されている場合は、自動的に新しい農業協同組合の口座に切り替わりますので、手続きの必要はありません。

振込先を変更したい場合は、役場町民生活課で変更申請をお願いします。

問 町民生活課 ☎72-6933